

# ヤングケアラーとは・・・

(ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、)  
 一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある子ども

※「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(R4.3)より



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

## ？ ヤングケアラーは「ふつうのこと」？

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれません。

でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合は、  
 すこし注意が必要です。



学校の先生・スクールカウンセラー・  
 スクールソーシャルワーカー・親戚の人・友達など、  
 信頼できる相手に相談してみましょう。

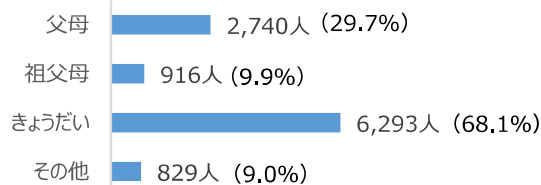
## 府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果から (WEB調査)

【調査対象】府立高校生全員(109,264人)

【調査期間等】令和4年7月から9月、回答者数:80,855人(回答率74.0%)

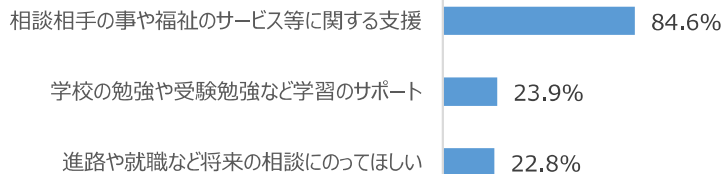
◆ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、回答者全体の11.4%(9,236人)

●「いる」と答えた生徒9,236人のうち、世話をしている家族の内訳(複数回答)

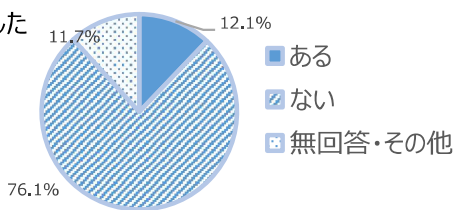


●学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援

世話をしている家族があり、支援を望むと回答した生徒は全体の約15%(1,412人)



●世話について相談した経験



◆家族の世話をしている生徒が全ての府立高校に在籍。  
家族の世話をしている生徒が20人以上在籍している高校は167校中145校(8割以上)

## ヤングケアラーとそのご家族の支援に向けて

- ヤングケアラーへの正しい理解を!
- 世帯全体を支援する視点を持って
- 福祉、介護、医療、教育など様々な関係機関との連携を!

(参考)

○説明動画(5分程度)

「ヤングケアラーについて ~子どもたちに関わるみなさんへ~」

<https://www.youtube.com/watch?v=sKixHFPAXIU>

○大阪府ホームページ「ヤングケアラーへの支援」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/youngcarer/index.html>

○厚生労働省ホームページ「子どもが子どもでいられる街に。」

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

○多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル

~ケアを担う子どもを地域で支えるために~ (R4.3有限責任監査法人トーマツ)

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>



# 障害者差別解消法 及び 大阪府障がい者差別解消条例について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成28年4月1日に施行されました。

大阪府では障害者差別解消法の施行と同時に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(大阪府障がい者差別解消条例)」を施行し、障がい者差別の解消に向けた取組みを進めてきましたが、さらなる共生社会の実現のために、令和3年4月1日に条例を改正しました。

## <条例の主な改正内容>

- ・ **事業者による合理的配慮の提供の義務化**
- ・ あっせんの対象に事業者による合理的配慮の提供に関する事案を追加

# 障害者差別解消法・大阪府障がい者差別解消条例のポイント

## 障がいを理由とする差別とは？

### 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、権利利益を侵害すること

### 合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を提供しないことで、権利利益を侵害すること

### その他、不適切な行為等

法上の差別の類型には該当しないが、障がいのある人に対する不適切な発言や態度

## 行政機関等と事業者求められる対応

	障害者差別解消法		府条例
	行政機関等	事業者	行政機関等・事業者
不当な差別的取扱い	してはいけません	してはいけません	してはいけません
合理的配慮の提供	しなければなりません	行うよう努めなければなりません※	しなければなりません

国の基本方針に即して

当該機関における取組みについて「対応要領」を作成

事業分野別に主務大臣が「対応指針」を作成

※改正法施行により、令和6年4月1日から法律においても法的義務（しなければなりません）となります

### 環境の整備

不特定多数の障がいのある人を主な対象として行われる事前的改善措置（バリアフリー化や人的支援、情報アクセシビリティの向上等）を「環境の整備」として、行政機関等や事業者に対する一般的責務に位置づけ

## 障がい者、事業者、府民とは？

### 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいのある人で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

### 事業者

商業その他の事業を行う者で、個人が法人・団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者

### 府民

府内に住み、働き、学ぶすべての人、府内に事務所や事業所がある法人や団体

## 障がいを理由とする差別に関する相談と解決の仕組みとは？

### 市町村 相談窓口

大阪府内の市町村すべてに、身近な窓口として障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置

### 府 広域支援相談員

市町村の相談機関における相談事案の解決を支援。障がいのある人等や事業者からの直接相談にも対応

### 府 大阪府障がい者差別解消協議会（解消協）

- ・解消協の下に合議体を組織。合議体は広域支援相談員への助言や、解決困難な紛争事案のあっせんを行う
- ・事業者があっせんに従わない場合、知事は勧告や公表ができる

# 福祉事業者に求められること ①

○ 障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定められており、民間事業者に関しては、事業を所管する各主務大臣が、事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成しています。

福祉事業者を対象として、「福祉事業者向けガイドライン「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」」が厚生労働省により定められていますので、ご確認の上、主体的な取組みをお願いします。

ホームページ

厚生労働省 障害者差別解消法

検索

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/sabetsu\\_kaisho/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sabetsu_kaisho/)

## 福祉事業者に求められること ②

○ 大阪府では、障がい者差別について府民の関心と理解を深めるために、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を作成しています。何が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が望ましいのかなどについて、考え方を示すとともに、具体的な事例なども取りまとめています。

各事業者での取組みにあたっては、大阪府障がい者差別解消ガイドラインも参考にしてください。

<福祉サービス分野での事例> ~大阪府障がい者差別解消ガイドライン(第3版)より抜粋~

\*不当な差別的取扱いになりうる具体的な事例

- ・ サービス事業者が、多動を伴う障がいのある人に対して、一律に福祉サービスの提供を拒否する。
- ・ 正当な理由なく、対応の後回しや、サービス提供時間を変更または限定する。

\*望ましい合理的配慮の具体的な事例

- ・ 契約書、しおり等書類や掲示物にルビ打ちや分かち書きをする。
- ・ 感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整をする。

ホームページ

障がいを理由とする差別の解消に向けて

検索

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>

研修担当の  
皆様必見！

## 障がい者差別解消や合理的配慮について学びませんか

大阪府では、令和3年4月に「大阪府障がい者差別解消条例」を改正し、「事業者による合理的配慮の提供」を義務化したことを受けて、「障がい者差別解消」や「合理的配慮」について学んでいただくための動画を作成しております。

令和4年度は、「事例から考える知的障がい・発達障がいと合理的配慮について」というテーマで、「知的障がい」や「発達障がい」の障がい特性や「合理的配慮の提供」について知っていただくために、わかりやすく解説しています。

疑似体験、当事者の家族や支援者による事例紹介等をもとにした、芸能人等のパネラーによるディスカッションなど、楽しみながら学んでいただける内容となっておりますので、ぜひ社内研修等でご活用ください。

### 《パネルディスカッション》



司会  
関西テレビアナウンサー  
藤本景子さん



パネラー  
ミサイルマン  
西代洋さん



### 【動画はこちらから】

「事例から考える知的障がい・発達障がいと合理的配慮について 動画1」約40分



[https://www.youtube.com/watch?v=zRFP\\_LC3twA](https://www.youtube.com/watch?v=zRFP_LC3twA)

「事例から考える知的障がい・発達障がいと合理的配慮について 動画2」約30分



<https://www.youtube.com/watch?v=1TKTE3uxygl>

「事例から考える知的障がい・発達障がいと合理的配慮について 動画3」約30分



<https://www.youtube.com/watch?v=T8DKdStwGog>



<お問合せ先>

大阪府福祉部障がい福祉企画課権利擁護グループ

電話：06-6944-6271      ファックス：06-6942-7215

電子メール：[syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp)

# 障がい理解のための SNS はじめました

大阪府、府内全市町村、障がい者団体等で構成する  
「大阪ふれあいキャンペーン」では、障がいに関する様々な情報を発信する  
SNS を始めました。ぜひ、フォローして下さい。

## 【掲載内容】

- 障がい理解の取組み例の紹介
- 各障がいについてご紹介  
(困りごとや配慮してほしいこと等)
- イベント情報 等



Instagram



OSAKA\_FURECAM



Twitter



## 【掲載例】

- ①「共に生きる障がい者展  
(ともいき)」のご紹介



- ② 障がいについてのご紹介



(大阪ふれあいキャンペーンとは)

大阪府と府内 43 全市町村と障がい者団体及び  
地域福祉団等44団体の、計88団体で構成。

協賛企業・団体等の協力も得ながら、

障がいに関するさまざまな啓発事業を展開しています。



大阪ふれあいキャンペーン



# 地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）

地域支援スーパーバイズ事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の困りごとや、成年後見制度の利用などの相談に対応する行政、高齢者・障がい者相談機関、その他事業所など関係機関・団体を対象に、弁護士会・社会福祉士会と連携し、電話相談や来所による専門相談で助言や情報提供を行うものです。

次のような相談に助言しています。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 悪質商法にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支援すればいいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にたのめばいいのか。
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればいいのか。 など

## 【権利擁護専門相談窓口】

### 【大阪市・堺市以外】

#### 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

所在地 〒542-0065 大阪府中央区中寺1丁目1番地54号 大阪社会福祉指導センター3階  
電話 06-6191-9500 職員による電話相談（月曜日～金曜日の10時～16時。祝日・年末年始除く）  
専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日13時～・14時半～）

### 【大阪市】

#### 大阪市成年後見支援センター

所在地 〒557-0024 大阪府西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター3階  
電話 06-4392-8282 職員による電話相談（月曜日～土曜日の9時～17時。祝日・年末年始除く）  
専門職による相談は、区役所・地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）・障がい者基幹相談支援センター等からの事前予約が必要。

### 【堺市】

#### 堺市権利擁護サポートセンター

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館4階  
電話 072-225-5655 職員による電話相談（月曜日～金曜日の9時～17時30分。祝日・年末年始除く）  
専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日13時～16時）  
センターへの相談に際しては、まず地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等にご相談ください。

# 社会福祉事業所における苦情解決第三者委員の設置促進について

大阪府社会福祉協議会  
運営適正化委員会

厚生労働省では、苦情解決の体制や手順を記載した「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」を通知し、福祉サービスを提供する経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考とするようにしています。

この通知を受け、当委員会においても、社会福祉事業所における苦情解決のための第三者委員の設置促進のため、研修の実施やポスター・リーフレット等の配布などの支援を行っているところです。

各事業所におかれては、当委員会のポスター・リーフレット等を活用していただき、第三者委員の設置や機能拡充に取り組んでいただければ幸いです。

運営適正化委員会のポスター

昨年度、開催した研修会(今年度12月開催予定)

事業所内に掲示するポスター、リーフレット等を希望する方は、運営適正化委員会事務局までご連絡ください。必要部数をお送りいたします。

TEL : 06-6191-3130 (相談専用) E-mail : tekisei@osakafusyakyō.or.jp



# 大阪府 福祉サービス第三者評価

～『信頼され、選ばれる事業所』をめざして～

## ■福祉サービス第三者評価って何？

- ☞福祉サービスを提供する施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者評価機関（大阪府認証）が専門的・客観的な立場から評価を行う取組みです。
- ☞評価結果は、大阪府ホームページ等で公表され、利用者及びその家族等が施設・事業所を選択する際の情報資源となります。

## 「第三者評価」受審の3つのメリット！

施設・事業所の成長につながる！	<ul style="list-style-type: none"><li>▶事業者が提供しているサービスの質について改善点が明らかになります。</li><li>▶改善点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標が設定できます。</li><li>▶第三者評価を受ける過程で、職員間での諸課題の共有化と改善意欲の醸成が促進されます。</li></ul>
利用者等にアピールできる！	<ul style="list-style-type: none"><li>▶評価結果を公表することにより、より多くの方々に事業所をPRできます。</li><li>▶サービスの質の向上に向けて、職員が一丸となって取り組んでいる姿勢をアピールできます。</li><li>▶さらに、継続受審することにより、改善意欲の高さと、施設・事業所及び職員の成長を知ってもらうことができます。</li></ul>
求職者にアピールできる！	<ul style="list-style-type: none"><li>▶公表された評価結果により、求職者に対して「当該施設・事業所の理念・基本方針」や「利用者に対する考え方」「福祉人材の確保・育成計画」「人事管理の体制整備」等を周知・PRすることができます。</li><li>▶施設・事業所の見える化につながり、安定的な人材確保を促します。</li></ul>

- \* 第三者評価を受審し、評価結果を公表することにより、社会福祉法人が経営する社会福祉施設の措置費の弾力運用が可能になる場合があります。ご不明な点については、法人所轄庁（大阪府、政令指定市及び中核市の法人所管課）にお問合せください。
- \* 第三者評価の受審の際に、児童福祉分野では、次のサービス種別で補助金などの金銭的補助を受けることができます。ご不明な点等については、各市町村の保育所・放課後児童健全育成事業の所管課にお問合せください。
  - ・保育所（公定価格の加算として受審料の2分の1程度補助（上限15万円・5年に1回））
  - ・放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援交付金による受審料の満額補助（上限30万円・3年に1回））
- \* また、障がい福祉分野においては、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬算定方法にスコア方式が導入され、そのスコア評価の一つとして「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれています。ご不明な点等については、各指定・指導権者にお問合せください。

## 受審事業者の声



- 施設全体としての人員確保やPCネットワークの構築、各種支援マニュアルの整備、事業計画の策定等については、ご指摘頂いた内容を各職員間で共有し、PDCAサイクルの継続実施につなげていければと思います。ありがとうございました。【多機能型事業所】
- 当園の特色や保育方針、当法人の運営理念などを評価調査員の方がとてもよく理解して下さいまして丁寧な評価して頂きました。【保育所】
- 自己評価を通して、サービス内容の振り返りができ、また、評価機関の方から、多くのご意見を頂戴でき、今後のサービスの向上に大変役立ちました。【児童発達支援センター】
- 自分たちが考えたサービスについての妥当性の検証ができた点、職員間で第三者評価についての知識が深まる点、実際に担当する職員のレベルアップにつながっている点を感じたいと思っています。【特別養護老人ホーム】

## 大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2-12  
TEL: 06-6944-9167 FAX: 06-6944-6681

大阪府 第三者評価

検索

大阪府ホームページ : <https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/daisansha/index.html>



# ◆大阪府の認証評価機関一覧◆

(令和5年5月17日現在17機関)

認証番号	評価機関名	所在地	連絡先	評価実施分野		
				高齢	障がい	◎児童
270003 ※	特定非営利活動法人 ふくてっく	大阪市阿倍野区	06-6652-6287	●	●	●
270006	特定非営利活動法人 カロア	泉佐野市	072-464-3340	●	●	●
270012 ※	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ	大阪市中央区	06-6941-5220	●	●	●
270025	株式会社 第三者評価	大阪市東淀川区	06-6195-6313			●
270033 ※	株式会社 H.R.コーポレーション	兵庫県西宮市	0798-70-0651	●	●	●
270040 ※	特定非営利活動法人 NPOかなびの丘	堺市北区	072-255-6336		●	●
270042 ※	一般財団法人 大阪保育運動センター	大阪市中央区	06-6763-4381			●
270048 ※	特定非営利活動法人 エイジコンサーン・ジャパン	大阪市住之江区	06-6615-1250	●	●	●
270049	特定非営利活動法人 評価機関あんしん	岸和田市	072-444-8080	●	●	●
270050	一般社団法人 障がい・介護福祉事業支援 協会	大阪狭山市	072-121-8610		●	●
270051	特定非営利活動法人 ほっと	堺市堺区	072-228-3011	●	●	●
270052 ※	一般社団法人 ぱ・まる	堺市堺区	072-227-4567	●	●	●
270054	株式会社 ジャパン・マーケティング・エージェ ンシー	大阪市中央区	06-6263-0141	●	●	●
270056	一般社団法人 関西福祉サポート社中	大阪市淀川区	06-7777-1037	●	●	●
270057	株式会社 E Mアップ	兵庫県西宮市	0798-65-3935			●
270058	株式会社 評価基準研究所	東京都千代田区	03-3251-4150			●
270059	株式会社 JAC機構	堺市西区	072-249-7882	●		

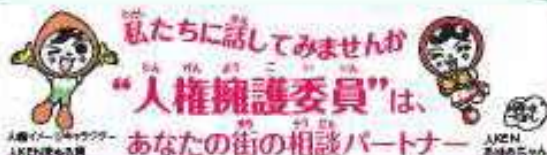
◎児童福祉分野については、保育所・児童館・放課後児童健全育成事業が対象。

※全国社会福祉協議会による全国共通の社会的養護関係施設等（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び自立援助ホーム）第三者評価機関認証を受けている機関（17機関中7機関）

担当：大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 調整グループ

TEL（代表）06-6941-0351（内線2491）、（直通）06-6944-9167

URL:<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/daisansha/index.html>



私たちに話してみませんか  
**“人権擁護委員”**は、  
 あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員は法務大臣の奨励を受けて活動する民間のボランティアの方々です。

### 1 どんな人?

現在約14,000名の人権擁護委員は、全国の各市町村に配置されています。

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。

人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

### 2 どんな制度?

人権擁護委員制度は、昭和23年に創設された歴史ある制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動(このリーフレットの説明参照)をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した人権啓発活動をしています。

人権擁護委員制度は、民間のボランティアの方々为国と一体となって、人権を守る制度なのです。

### 3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章(バッジ)を着けています。

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ



き章

●人権相談はこちらへ●

人権についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎ **0570-003-110**

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方方法務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの人権110番 ☎ **0120-007-110**

子どもの人権についての専用相談電話です。いじめや虐待などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通・通話料無料)

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ☎ **0570-070-810**

女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています

パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談 検索 ☎ SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/>

※端末の環境により、御利用できない場合があります。



秘密は守ります。  
 相談は無料です。  
 気軽にご相談ください。



リサイズ可能  
 印刷用紙に貼る  
 10×15cm推奨

人権イメージキャラクター  
 人KENさん

人KENさん



今、悩みを  
 抱える  
 あなたへ

- 差別を受けた ● 暴行・虐待を受けた
- セクハラ・パワハラを受けた
- いじめ・虐待を受けた
- インターネットによる誹謗中傷など

ひとりで悩まず  
 法務局に相談を



法務省人権擁護局  
 全国人権擁護委員連合会

# あなたの その悩み 人権侵害 かも…

## ●いじめ・いやがらせ



## ●虐待



## ●インターネットでのプライバシー侵害



## ●差別



# もう一人で悩まないで 相談から解決へ



- 全国各地の法務局では、職員や人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。
- あなたの悩みの解決のため、最善の方法と一緒に考えます。
- 必要に応じて、事実関係を調査し、事案に応じた適切な措置を講じます。
- いじめ、いやがらせ、虐待などを  
見たり聞いたりしたときにも、情報をお寄せください。



**助言・紹介**

法律的なアドバイス  
専門的な機関を紹介

**関係調整**

話し合い仲介し  
相手方との関係を調整

**説示・勧告**

人権侵害をした人に  
改善を求める